

MR-AssetManagement サービス利用契約

株式会社テクノル（以下、「当社」という）はサービス約定書（以下、「約定書」という）記載のお客様（以下、「お客様」という）に対し、お客様と当社にて成立する以下の本MR-AssetManagementサービス利用契約（以下、「本契約」という）の条件に従い、MR-AssetManagement サービス（以下、「本サービス」という）を提供します。

第1条（契約成立）

1. お客様が当社所定の利用申込書にご記入の上該当利用申込書をベンダーに送付し、ベンダーが所定の手続きに従い当該利用申込書を当社に送付することにより、お客様が本サービスの利用を申し込むものとします。当社がお客様の利用申込を承諾するときは、約定書をお客様に送付します。なお、送付とは、紙面による送付、もしくは電子メールによる送付を指します。
2. 当社は利用申込書に記載の情報を元に、本サービスにお客様の情報を登録し、お客様固有のIDを発行し、約定書を送付します。本契約は、当社が約定書を送付した時点で成立したものとみなします。

第2条（定義）

本契約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 本サービス

本サービスは、お客様のクライアントのセキュリティレベルを確認し、以下の情報をWeb ブラウザーにて提供するクラウドサービスおよび、スマートフォンに対するリモートロックサービスです。

Web ブラウザーによるサービスの詳細は当社が別途定める「MR-AssetManagementユーザーズマニュアル」の記載のとおりとします。

Web ブラウザーによるサービス

インベントリ情報の収集

セキュリティパッチの更新（OS パッチのアップデート支援）

月次および随時でのセキュリティパッチ適用レポートの作成

月次および随時でのハードウェア構成、インストールソフトウェア台帳の作成

不正ソフトウェア探査およびレポートの作成

アンチウイルスソフトの定義ファイル更新状況レポートの作成

パッチ適応状況/アンチウイルスソフト運用状況/不正ソフトウェアの使用状況よりセキュリティレベルの診断実施

2. オプションサービス

本サービスのオプションサービスは、以下の機能を提供するサービスです。オプションサービスの詳細は当社が別途定める「MR-AssetManagement ユーザーズマニュアル」、（以下、総称して「マニュアル」といいます）の記載のとおりとします。

a. 外部メディアへのアクセス制御機能(オプション)

外部メディアの使用記録の取得、外部メディアの使用（読み込み、書き込み）の制限

b. **License Guard** オプション機能（日本語のみ対応）

ソフトウェアライセンスの管理

インターネットリモコン機能

インターネット経由でのリモートコントロール機能

c. 操作ログ収集機能(標準30日/オプション90日)

管理対象端末の操作ログの収集、管理者へのアラート通知

d. ディスク暗号機能

ハードディスクドライブ全体を暗号化する機能（BitLocker）

3. クライアント

本サービスの対象となるお客様の使用する情報機器

4. クライアントソフトウェア

本サービスを実施するため、お客様のクライアントにインストールされるソフトウェア

5. 管理コンソールソフトウェア

本サービスを実施するため、お客様がインターネット経由で、**Web** ブラウザー上で使用する本サービスの管理コンソールのソフトウェア

6. 本サービス用ソフトウェア

クライアントソフトウェアと管理コンソールソフトウェア

7. クライアント数

約書記載の本サービスの対象となるお客様のクライアント数

8. サブスクリプション料金

本サービスの代金として、お客様が1クライアントあたり支払う本契約の有効期間中の料金

9. 料金

設定料金（オプション）とサブスクリプション料金

10. ベンダー

お客様に対し本サービスを販売する販売代理店で、かつ当社所定の利用申込書にて特定されている者

第3条（本サービスの提供・クライアントソフトウェアのライセンス）

1. お客様が本契約のすべての規定に従うことを条件とし、当社は、本契約が終了しない限り、約書にて特定される利用期間中にお客様に対し本サービスを提供するものとします。

2. 当社は本契約期間中において、約書記載のクライアント数までのお客様のクライアントに対して、クライアントソフトウェアをインストールし、使用するライセンスを付与します。「クライアントに対する使用」とは、以下のことをいいます：

クライアントの特定のOS に本ソフトウェア製品のクライアント用プログラムをインストールしますと、1 ライセンスとしてカウントされます。同一クライアントにインストールされている別なOS にクライアントソフトウェアをインストールしますと、更に1 ライセンスとしてカウントされます。

現存するクライアントからクライアントソフトウェアを削除した場合にも、当該ライセンスを同時に現存する他の情報

機器用に流用することはできませんが、対象のクライアントが、廃棄等の事情により使用されなくなった場合には、そのクライアントに使用していたライセンスを新規に別の情報機器に使用することができます。

お客様はクライアントソフトウェアを第三者の使用する情報機器にインストールすることは出来ません。

3. 当社は本契約期間中において、お客様に対して本サービスの管理コンソールの使用を許諾します。

4. 当社は毎月の月初めにクライアントに対する使用状況チェックを実施します。そのチェックにおいて、約定書記載のクライアント数を超過して使用している場合は、その超過分も自動的にサブスクリプション料金の課金対象となり、お客様はそのサブスクリプション料金を追加して支払うものとします。

5. 禁止事項

お客様は、本サービス用ソフトウェアに関して、次の事項を行うことはできません。

本条項にて明示的に許諾されている場合を除き、全部又は一部を複製し、公衆送信し、電気通信回線を通じて他に送信し、又は頒布すること。

アクセス権限を認められた者以外の者にIDおよびパスワードを開示し、又はこれを貸与すること。

本条項にて明示的に許諾されている場合を除き、全部又は一部を改変すること。

逆コンパイルもしくは逆アセンブルし、又はその他の方法でリバースエンジニアリングすること。

表示されている著作権表示、商標表示その他の財産権表示を改変又は除去すること。

他の者に使用させること、その使用権限を他の者に譲渡もしくは移転すること、又は複製物を他に譲渡もしくは貸与すること。

第4条（クライアントの追加）

お客様はお客様のベンダー所定の書式においてベンダーに申請し、ベンダーが指定する追加サブスクリプション料金を支払うことにより、クライアント数を増加することが出来ます。

第5条（期間）

1. 本契約は約定書記載の契約満了日まで有効とします。お客様が満了日の10営業日までに当社所定の書式においてベンダーに申請し、ベンダーが指定する更新サブスクリプション料金を支払うことにより、本契約の有効期間を延長することが出来ます。契約延長の手続きが行われなかった場合、契約満了日で契約終了となります。

2. お客様が本契約のいずれかの規定に違反された場合、当社は、本契約を解約することができます。

第6条（料金の支払い）

基本料金およびサブスクリプション料金（クライアントを追加した場合の追加サブスクリプション料金、および、契約期間を延長した場合の更新サブスクリプション料金を含む）は、ベンダーを通じ、当社に支払うものとします。

オプションサービスを申し込まれたお客様は、オプションサービスのサブスクリプション料金もベンダーを通じ、当社に支払うものとします。

第7条（本サービスの提供中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様への事前の通知、催告、または承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

本サービス用設備等の故障により保守を行う場合

運用上または技術上の理由でやむを得ない場合

その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

お客様が料金未払いその他本契約に違反した場合

2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、お客様に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 本条第1項各号または第2項に定める事由のいずれかにより本サービスの提供が中断されたことによりお客様が損害を被った場合であっても、当社およびベンダーは一切責任を負わないものとします。

第8条（本サービスの廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスを廃止するものとし、当社が通知した廃止日をもって本契約は解約されるものとします。

廃止日の60日前までにお客様に通知した場合

天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 前項に基づき本サービスの全部または一部を廃止する場合、当社は、お客様に対して何らの責任を負わないものとします。

第9条（契約終了後の処理）

本契約が終了した場合、お客様はクライアントソフトウェアを直ちにクライアントから消去するものとします。

第10条（知的財産）

お客様は、本契約に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものではありません。

第11条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第12条（サポートサービス）

サポートサービスは株式会社テクノルが提供いたします。サポートサービスを希望される場合は、[購入された販売店](#)にお問い合わせください。

第13条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. お客様は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて設備を設定し、設備および本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. お客様は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して設備をインターネットに接続するものとします。
3. 設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は、お客様に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、お客様等が本サービスにおいて利用、または伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為（以下「必要行為」という）を行うことができます。但し、当社および当社がその業務を委託する会社は、データ等に含まれる情報については、必要行為の目的以外の目的のために利用せず、また、第三者に開示しないものとします。

第14条（データの保存と管理）

お客様は、お客様が本サービスにおいて利用、または伝送するデータ等については、自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社およびベンダーは、かかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第15条（損害賠償の制限と免責）

1. お客様のクライアントを管理し、保護するためのツールとして本サービスを提供しますが、当社は本サービスを利用することによってお客様のクライアントにセキュリティ上の問題を含め、問題が発生しないことを一切保証しないものとします。
2. 当社は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関して、お客様に対して一切責任を負わないものとします。
3. 当社およびベンダーは、お客様が本サービスを利用することによりお客様と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。
4. 本条各項の規定にかかわらず当社がお客様に対して損害賠償の義務（その請求原因を問いません）を負うときは、その損害賠償の金額は、その損害の発生時の直近の1年間においてお客様が当社に対して支払った料金（ベンダーを通じて支払った料金を含みます）の合計額に相当する額を上限とします。

第16条（その他）

1. （お客様の情報登録）

当社は、本サービス購入時にベンダーを通じて交付される当社所定の利用申込書に記載の内容にて、お客様情報を登録します。当社は、お客様情報を元に、各種情報提供や各種通知を行います。また、お客様の登録情報が変更された場合、お客様が直ちに当社に通知するものとします。当該通知が実施されないことによりお客様が損害を被った場合でも、当社およびベンダーは、一切責任を負わないものとします。

2. （再委託）

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務（お客様の情報の管理・使用も含みます）の全部または一部を第三者に委託することができます。

3. （権利義務譲渡の禁止）

お客様は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡することはできません。

4. （秘密保持）

（1）当社は、本サービスを利用、または提供する上で知り得たお客様の営業上の情報、技術情報、経営情報等の一切の情報（お客様に関連する個人情報を含みます）（以下「秘密情報」といいます）を秘密に保持し、本契約の有効期間中および本契約終了後3年間（個人情報は期間の定めなく）、お客様の書面による事前の承諾なくして、第三者に開示、若しくは漏洩せず、また、本サービスを利用、または提供する以外のいかなる目的のためにも使用しないものとします。また、委託先にも同様な義務を課すものとします。

但し、次の情報は、秘密情報にあたらぬものとします。

- 1) お客様より開示を受ける際に、すでに自ら所有していたもの。
- 2) 第三者から適法に秘密保持義務を負わずに入手したもの。

3) お客様より開示を受ける際に、すでに公知であったもの。

4) お客様より開示を受けた後、当社の責めに帰すべき事由によらず公知となったもの。

5) お客様より開示された情報によらず、独自に創作、開発したもの。

(2) 当社は、秘密情報につき、法令に基づきまたは裁判所もしくは政府機関の命令等により開示が求められた場合には、秘密情報を開示することができるものとします。

5. (協議等)

本契約に規定のない事項又は規定された項目について疑義が生じた場合は、お客様および当社が誠意を持って協議の上解決することとします。なお、本契約の何れかの部分が無効である場合でも、本契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

6. (合意管轄)

お客様と当社の間で本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、青森地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

7. (準拠法)

本契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

以上